

第3828号議案  
第3829号議案

# 第240回福岡県都市計画審議会議案

令和4年10月21日(金)

目次

議案番号	議案	ページ
第3828号	遠賀広域都市計画道路の変更について	1～7
第3829号	遠賀広域都市計画道路の変更について	8～12

第3828号議案

4 都 第 1 2 9 7 号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

# 遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・4・48-9号 古屋伊左座線、3・5・48-10号 大下・上前田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		形式	車線の 数	幅員	
幹線街路	3・4・48-9	古屋伊左座線	遠賀郡水巻町 吉田南五丁目	遠賀郡遠賀町 大字老良字村 下	遠賀郡水巻町 伊左座五丁目	約 2,910m	地表式	2車線	16m	J R 筑豊本線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所 5箇所
幹線街路	3・5・48-10	大下・上前田線	遠賀郡水巻町 猪熊八丁目	遠賀郡水巻町 二西四丁目	遠賀郡水巻町 立屋敷一丁目	約 6,040m	地表式	2車線	13m	国道3号と立体交差 J R 鹿児島本線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所 1箇所 4箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

## 遠賀広域都市計画道路の変更理由書

### ■ 3・4・48-9号 古屋伊左座線

3・4・48-9号 古屋伊左座線は、昭和51年に都市計画決定された路線で、遠賀郡水巻町吉田南5丁目を起点とし、遠賀郡水巻町大字二西四丁目を終点とする延長約3,600m、代表幅員16m、車道2車線の幹線道路です。

### ■ 3・5・48-10号 大下・上前田線

3・5・48-10号 大下・上前田線は平成7年に都市計画決定された路線で、遠賀郡水巻町猪熊八丁目を起点とし、遠賀郡水巻町伊左座五丁目を終点とする延長約5,000m、幅員13m、車線2車線の幹線道路です。

現在、遠賀川駅南側地区では拠点性を高め定住の促進を図るため「遠賀川駅南地区土地区画整理事業」が実施されています。

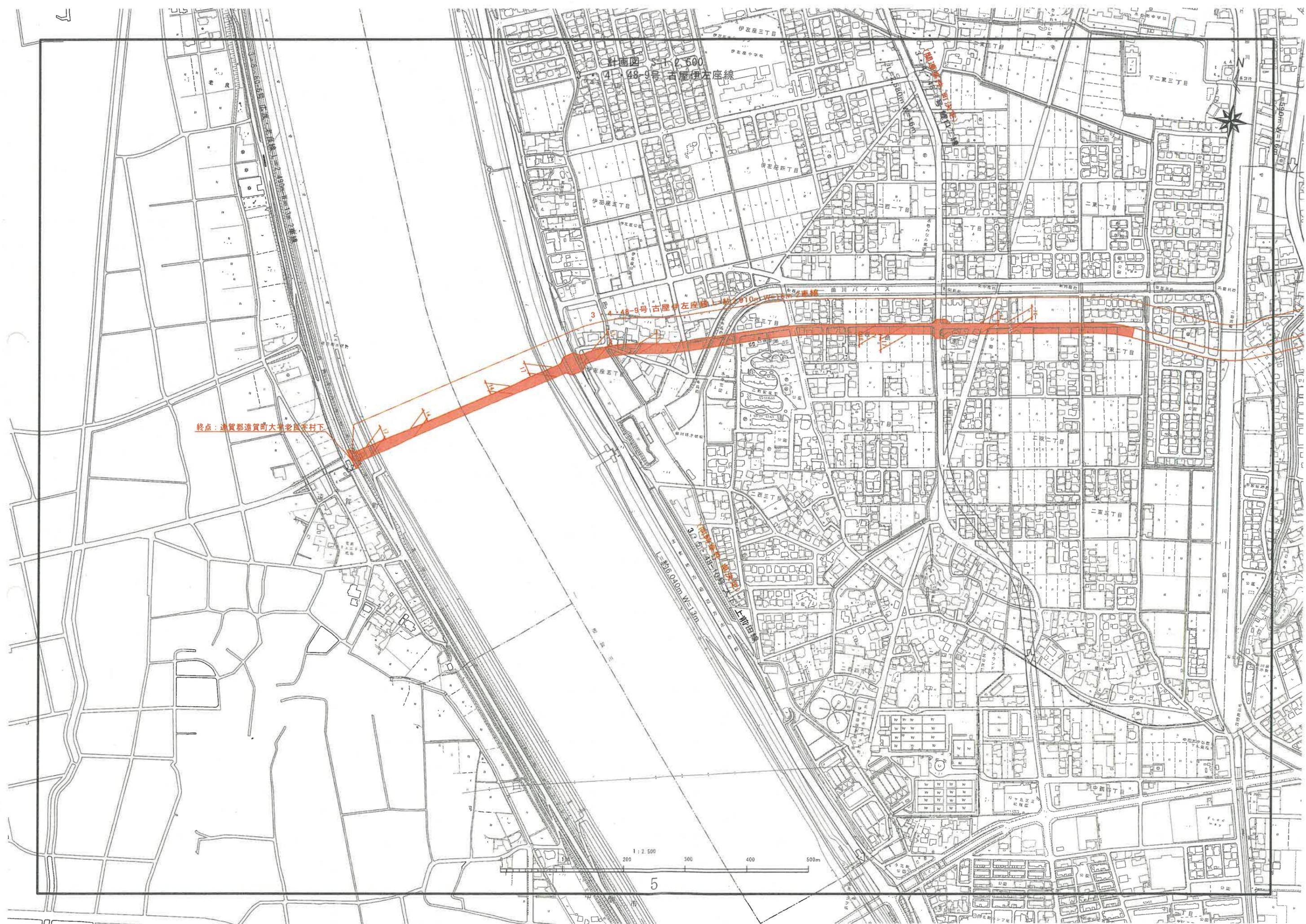
一方、当地区の東側では南北に遠賀川が流れ、水巻方面からのアクセス経路が限られていることや、並行する国道3号の朝夕を中心とした交通混雑への対応が課題となっています。

そのため今回、古屋伊左座線については遠賀川駅南地区へのアクセス向上を図る目的及び東西方向の交通混雑緩和を目的として、遠賀川を渡河する計画に変更します。

また、大下・上前田線については引き続き周辺地域における南北方向の円滑な交通を確保するために終点を延伸するよう変更します。

併せて両線において、平成10年の都市計画法改正を踏まえて車線数の明示を行います。





計画図 1:2,500  
4-48-9号 古厩伊左座線

終点: 遠賀郡遠賀町大字老目字村下

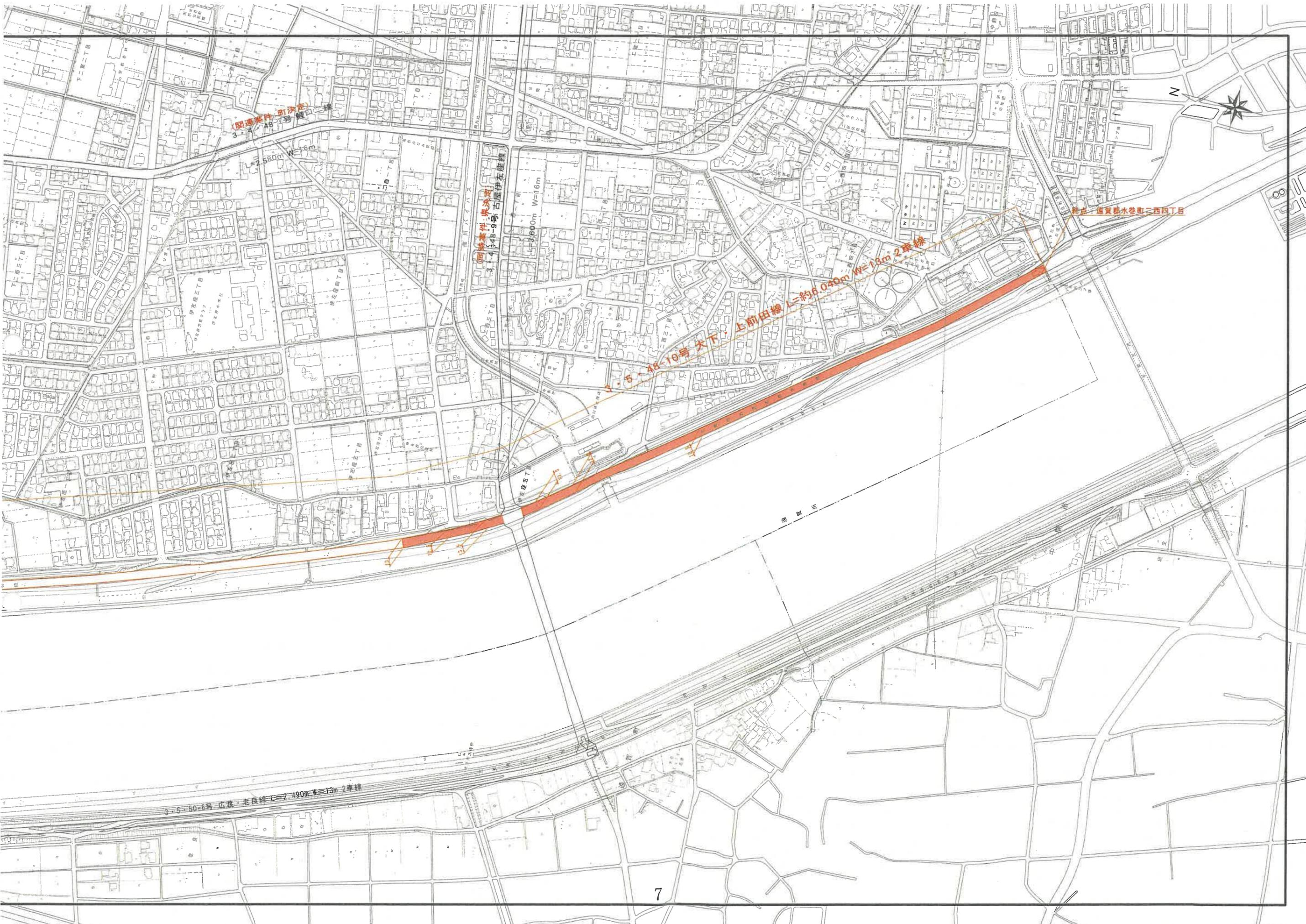
3 4-48-9号 古厩伊左座線 1-1線 910-W-157-2線

2-2-2-10号 古厩伊左座線

上野田線

1:2,500  
200 300 400 500m





(関連案件 町決定)  
3-4-10号 上下

(関係案件 県決定)  
3-4-10号 上下 古屋伊左衛門

終点 通賢町水巻町二西四丁目

3-4-10号 上下 上前田線 上約6.040m W=13m 2車線

3-5-50-6号 広瀬 老良線 L=2.490m W=13m 2車線

第3829号議案

4 都 第 1 2 9 7 号 殿  
福岡県都市計画審議会

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

# 遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・5・50-6号 広渡・老良線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構 形	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・5・50-6	広渡・老良線	遠賀郡遠賀町 大字広渡字前 田	遠賀郡遠賀町 大字老良字村 下	遠賀郡遠賀町 大字広渡字安 丸	約 2,490m	地表式	2 車線	13m	国道 3 号線（遠賀バypass）と 立体交差 1 箇所 J R 鹿児島本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

## 遠賀広域都市計画道路の変更理由書

### ■ 3・5・50-6号 広渡・老良線

3・5・50-6号 広渡老良線は昭和51年に都市計画決定された路線であり、遠賀郡遠賀町大字広渡字前田を起点とし、遠賀郡遠賀町大字老良字<sup>榎</sup>榎を終点とする延長1,620m、幅員12mの幹線街路です。

現在、遠賀川駅南側地区では拠点性を高め定住の促進を図るため「遠賀川駅南地区土地区画整理事業」が実施されています。

一方、当地区の東側では南北に遠賀川が流れ、水巻方面からのアクセス経路が限られていることや、並行する国道3号の朝夕を中心とした交通混雑への対応が課題となっています。

そのため今回、広渡・老良線について、遠賀川駅南地区へのアクセス向上を図る目的及び周辺の交通混雑緩和のために終点を延伸するよう変更します。

併せて平成10年の都市計画法の一部改正により車線数を明示するとともに、代表幅員の表記を四捨五入した値に変更するものです。

遠賀広域都市計画 総括図(遠賀町)



都市計画の表示年月日	
都市計画区域	昭和44年 5月20日 昭和45年 8月25日
第一種住居地域	昭和44年 12月15日 昭和45年 1月7日
第二種住居地域	昭和45年 12月15日 昭和45年 7月 9日 10日
第三種住居地域	昭和51年 1月 6日 昭和52年 9月16日
第一種商業地域	昭和52年 8月22日 昭和55年 1月 7日
第二種商業地域	昭和52年 8月 1日 昭和55年 12月21日
第三種商業地域	
第一種工業地域	
第二種工業地域	
第三種工業地域	
第一種遊園地域	
第二種遊園地域	
第三種遊園地域	
第一種緑地	
第二種緑地	
第三種緑地	
第一種公園	
第二種公園	
第三種公園	
第一種広場	
第二種広場	
第三種広場	
第一種道路	
第二種道路	
第三種道路	
第一種河川	
第二種河川	
第三種河川	
第一種水路	
第二種水路	
第三種水路	
第一種埋立	
第二種埋立	
第三種埋立	
第四種埋立	
第五種埋立	

都市計画区域 - 地域区分別面積	
区分	面積 (㎡)
都市計画区域	2,215
第一種住居地域	2,022
第二種住居地域	102
第三種住居地域	115
第一種商業地域	25
第二種商業地域	205
第三種商業地域	13
第一種工業地域	13
第二種工業地域	3
第三種工業地域	3

都市計画公園	
区分	面積 (㎡)
1	11,611
2	1,071
3	0.10
4	0.17
5	0.17
6	0.23
7	0.19
8	0.15
9	0.21

計画図 S=1/2,500  
3・5・50-6号 広渡・老良線



3・5・50-6号 広渡・老良線 L=約2,490m W=13m 2車線

終点 遠賀郡遠賀町大字老良字村下

起点 遠賀郡遠賀町広渡字前田

1:2,500



関連案件町決定  
別府線  
3・A・50-5号  
W=16m  
L=約2,150m